第2回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する 検討プロジェクト会議 概要版

日時: H29.10.30(月)15:35 - 16:05 場所:議事堂6 F601特別委員会室

出席者:議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議委員

(10名)

資料:第2回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議 事項書

資料 1 議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議のスケジュール (案)

参 考 三重県議会基本条例

追加資料 1│ 議会基本条例の改正経緯及び改正概要について

<u>追加資料 2</u> 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議における検討項目及び 検討結果について

<議事概要>

委員:ただいまから、第2回議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関するプロジェクト会議を開催する。まずは、この会議のスケジュール案について正副座長で相談をして、資料の1の通り作成したので事務局より説明させる。

事務局:資料1はスケジュール案である。月1回程度プロジェクト会議を開催し、年度内にまとめる。その中で今回は第2回検討会ということで10月30日に各会派の意見聴取となっている。第3回検討会が11月に各会派の意見聴取及び検討項目の整理、第4回検討会が12月に項目の協議、第5回検討会が1月に項目の協議、第6回検討会が2月にまとめ案の作成、第7回検討会を3月に行ってまとめるスケジュール案を作成している。そして、一番下の所の所で状況に応じて適宜変更を行うとなっている。説明は以上である。

委 員:説明のとおり進めることで、いかがか。

(「はい」の声)

委員: それでは、そのようにする。次に議会改革度の向上について検討をお

願いする。前回の会議ではたたき台と他の議会での取組状況を整理し提示した。その上で各会派に持ち帰って検討を頂き今回の会議で各会派の意見を聞くことになっている。最初に各会派の意見を伺いたい。新政みえからお願いする。

委 員:前回提示された案について議論はしたが、それぞれの個別具体のものに対してイエス、ノーという結論までは至らなかった。総括的な意見だけ申し述べる。まず、1つ目と2つ目の政務活動費については慎重に議論をすべきですぐに答えが出ない。もう1つ、住民アンケートやSNSの活用については、ここで議論すべきものなのか、広聴広報会議の中で議論することなのか、どちらで重きをおいて議論するのがいいのかという意見が出た。以上である。

委 員:自民党。

委 員:前回、議会改革取組案ということで示されたものが、他県議会で取り組んでいて三重県議会が取り組んでいないものをピックアップして、すぐ出来そうなものをあげたという話もしながら会派の方で議論した結果は、何のためにこれをするのだと。もともと論からして議会改革って何なんだという議論になった。正副座長が設けた勉強会があり、これまでの議会改革の取り組み、特に議会基本条例についての振り返りの勉強をしたメンバーからも、まずは議会基本条例で規定されているにも関わらず十二分に活用されていないもの、そのことをまず、検証すべきではないかというふうな意見が出た。と共に、今回の議会改革取組案というのが外部的なところの、評価を高く得るためのために小手先の議会改革の手法だけを導入するような議論であるならば、そういった議論はあまり意味がないのではないかというふうな意見も出た。以上である。

委 員:公明党。

委員:今、委員の方からもあったが、公明党として項目に関して1つ1つ意見交換をしたというわけではないが、議会改革が何のためにという部分、1つは議員我々の意識と県民の皆さんの意識の感覚の差を埋めていく、そういったところから理解を広げていくとか。しいては我々議員をしっかり守っていくという部分もあろうかと思う。その中で項目

の中に政務活動費について弁護士や公認会計士のチェック体制を整えるという項目があり、大阪と兵庫の方で実績があった。実は公明党としても昨年度から公認会計士とか弁護士のチェック体制を独自に設ける取組を開始した。自分自身の政務活動費等に関するものを自分でチェックするのはなかなか難しい部分があると思っているし、これはPDCAをしっかり回していく中で、スパイラルアップを図っていくことが重要ではないかという部分では、この項目に関してこういった制度を導入すると、必然的にスパイラルアップができるのではないかというふうに考えており、非常に有効ではないかというふうに思っている。以上である。

委 員:日本共産党。

委員:基本的な何故これをするかという認識をここで統一することがまず1つ大事だということの上に、前回提案された案については1つ1つここで挙げながら見直しをしていくというか、いろんな意見を出しあっていくというのは、5つとも重要という話になった。加えて、議会基本条例を再度読み直すと、その理念として書かれていることは大変素晴らしいものであり、この中で実際の自分達が今やっていることと兼ね合いというか、そのことを見た時に18条で県民の議会への参画の確保という中の2番で、参考人公聴会というようなところがあり、請願人意見陳述ということも今参考人という形で運用しているが、意見陳述者という形のことも俎上に載せて考えてみてはどうかということであるとか、本会議においてのテレビ放映、これは予算のかかることなので大変厳しいことだと思うが、テレビで一般質問や総括質疑が公開をされているが、他のところを削ってでも最終日、議決日というのは理念でいけば公開をするということは、とても必要なことだという意見であった。

委員:能動。

委 員:まずは、議会基本条例をいろいろな形の中でもう一度見直していくことが必要なことだと思っている。その中で何をしていったらいいのかということで他県を参考にしながらしてくべきだと思うが、どこまでしていくかによってタイムスケジュールにもあったが、3月までということでいくと、そう深いところまで入れないという気がするので、

具体的にどこまでをしていくかをまず決めて、そこについてやってい くのがいいという気がしている。

委 員:大志。

委員:基本的に提示されたものを議論していくことには賛成であるが、加えて、特に県民の皆さんから要望に答えるような形で、そこにずるずる引きずられる可能性があるものとして、定数の議論であるとか報酬の議論であるとか政務活動費の議論というのは、必ず議会改革の一部であるにも関わらず、それがかなり大きなウエートを占めてくるようなところがあるので、しかも議会の考え方と県民の皆さんの思いというのはかなりかい離をしている部分があると思っており、議会としての考え方をしっかりと明示をしておかなければ、県民世論に引きずられるような形で、議会の本質的な機能を損ないかねないような方向に向かうのではないかと非常に危惧している。そういった部分はしっかりと一度議論をした方がいいと思う。以上である。

委 員:各会派からそれぞれ意見を頂いたが、この意見に対して何かあるか。

委員: 先ほど発言したものは、提示案についてということで報告をしたが、 新政みえとして出た意見で全体的なことも含めると、議会基本条例に 定められている様々なもの、例えば附属機関の設置、調査機関の設置、 あるいは検討会の設置とか、議会の機能を強化するための設置機関と か設けるわけだが、それが本当にしっかりと機能できているのかどう か、やるべきこともやれていないのでないかというあたりもしっかり と検証する必要があるのではないかというような意見もあった。そこ で、基本条例について以前検討されたことがあったかと思う。それに ついてどういった議論がされたのか、説明していただきたい。

委 員:皆さんのご意見を聞いていると、前回提案した案については詳細に細かいところまで立ち入って議論はしていないという意見が多かったと思う。その中でこの議会改革の取り組みについて、進めていくのかどうかといった話があったので、まずこの改革を進めていくかどうかその辺の意見をお願いしたい。

委員:議論することはやぶさかではないが、対外的な機関から評点を高める

ために、そこの機関が高く評価している議会の真似をするような、それについて 1 個 1 個議論することは生産的な議論ではないと思うし、これまで議会改革を進めてきた三重県議会が他議会のやっていることを導入することが本当にこの会議の目的なのか。これまでの議論がすごくむなしく感じられるくらい薄っぺらい内容だと思う。次の項目の基本条例について、もう一回議論するべきところがあれば議論するということは非常に力を入れるべきだと思うが、今回の 5 項目にわたる取組案については、話のスタート自体に違和感があるので議論することに意義を私はあまり感じない。

委 員:2つ大きなご意見があったと思う。1つは議会基本条例、書かれているのも関わらず十二分に活用されていないというご指摘。確かにその通りで12条、13条、14条等で、かつて公聴会もやっているし、政策討論会議もやっているし、それから専門家を呼んだ調査機関の設置もやって、いろいろ提言もやっているが、ここのところ大分休憩に入っている感じがして、その活性化は是非進めて頂きたいというのが1点。それから、他県で先進的にやっていることは、議論して取り入れるべき部分は取り入れていってもいいと思っており、この2つのことを中心に議論を進めてはどうかと思う。

委員:他にあるか。

委員:前回基本条例の見直しプロジェクトの時の労力を私自身メンバーで入っていたので、基本条例の議論をすることを通じて議会改革の在り方を学び、それを各会派の皆さんとも共有しながら進められたのは非常に良かったことも踏まえて、しかも且つ来年の3月末までにこの話をまとめるとなったときには、今議員がおっしゃった両方ともやっていくのはきついと思う。どちらかを優先させていくかについて、議論した上で進めていかないと、あれもこれもになる恐れがあると思う。

委員:今の基本条例の議論を主にするのは当然の話で、ここをしっかり議論する中で、こういうものは取り入れた方がいいというものが出てくれば、それを遠慮なく取り入れればいいと思う。今の基本条例はどう使われているのかについて、しっかり議論を詰めるべきだと思う。

委員:2人の意見を聞いていると、まず議会基本条例そのものをもう一度我々

はしっかりと見直しをして熟読をして、そしてそれを精査していくことによって、議会改革度の向上にも繋がっていくと、こういうことになっていくのだろうと思う。先ほど話のあった前回の会議で議論をした記録が残っていると思うので、事務局でそれが出せるなら出して、どんな検討をされたのかを説明できるか。

事務局:資料を準備して今から配付する。

事務局:私の方から今配付した資料の説明をさせていただく。追加資料1と追 加資料2の2種類の資料を配付させていただいた。まず、議会基本条 例の改正経緯及び改正概要についてということで、追加資料1から説 明させていただく。改正の経緯。一つ目、平成23年1月に議会改革 諮問会議による答申で、議会基本条例の見直しについての答申が1月 になされたというところである。中身はここには書いてないが、条例 制定後の議会活動内容や今後新たに取り組むべき方向性などを踏まえ て、必要に応じて適宜見直しをしていく必要があるという答申をこの 23年1月にいただいた。二つ目、平成23年6月に答申を踏まえて、 議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議の設置をした。この 会議において、議会基本条例についての検証検討をしている。その詳 細資料は追加資料2の方に取りまとめてある。これは後程簡単に説明 させていただく。三つ目、24年の6月に議会基本条例の一部改正、 この検証検討を踏まえて、一部改正を24年の6月に行ったというこ とである。中身については、会派の関係・議員の定数及び選挙区の関 係・議決責任の関係・議会と知事の役割・文書による質問、以上5つ の改正を行った。中身については次の下の改正の概要にあるように、

会派については、議会活動において重要な機能を果たしている会派の役割として、議員がその責務を果たすために行う活動を支援するということを規定している。第5条第3項関係。 議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう、議会は不断の見直しを行うことを規定。第6条の2関係。 は新設という形になる。 議会には、議会が決定した事項を追跡調査するという意味での知事等の事務に対する執行監視などの責任があることから、議会は、議決責任を深く認識し、という文言を追加し、議会活動等に関し、県民に対して説明する責務を有することを規定。第7条関係修正。 議会と知事等との関係において、議会は合議体特有の役割を有していることから、議会は、合議制の機

関としての特性を生かし、という文言を追加し、知事等との立場及び 権能の違いを踏まえ、議会活動を行わなければならないことを規定し、 修正している。最後 議会機能の強化の観点から、議員が本会議での 質問等の機会にとらわれず質問ができるよう、文書による質問制度に ついて規定している。これは新設。以上、5つの修正・新設の改正を 行っている。追加資料の裏面。これが、現行と改正案の先程説明した 修正もしくは新設の部分である。これが、前回の議会基本条例の見直 しの経緯と中身というところである。次に追加資料2。これが平成 23年6月に議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議におけ る検討項目及び検討結果についてということで、1ページから2ペー ジにかけて各項目とどういった課題の提起がなされたのかということ と、検討結果ということで整理したものである。詳細な説明は省略す るが、項目については検証検討プロジェクト会議で議論になった項目 が最高法規から用語の定義、議決責任等並んでいる。これに対する概 要ということで、中段が説明したものである。それから検討結果等と いうことで、一番右端欄に整理してある。例えば、三番目の議決責任 というところ、議会又は議員の議決責任を規定ということで、検討結 果として条文修正というところで検討結果を表示している。この条文 修正のところが、例えば3番目それから項目の8番目、それから裏面 の21番目の議員定数や選挙区に関する規定、それから22番目の会 派の関係、それから24番目知事等に対する資料提出等の要求で条文 追加という形で修正をした部分である。あと残りについては、それぞ れ意見をうけて、結論を整理したものである。3ページ以降が、その 項目に関する詳細なものということで整理したものである。項目ごと に、例えば3ページ、最高法規に関する課題提起と結論をどういうふ うにするのか、それから有識者の意見と主な意見という形で、それぞ れ項目ごとに整理したものである。説明は以上である。

委 員:それでは意見があれば。これ、議会改革度の向上と基本条例の見直しを同時にやると今の提案したスケジュールでは時間がとても足らないように思う。前回でも 1 年かけて条例見直しをしている。ゆえに、片方どちらかに絞っていった方がいいような気もするが、ご意見があれば聞かせていただきたい。

委員:新政みえの意見と同じだが、前回の問題提起等改めて見直してみると 結果が一応出ているが、改めて今の基本条例が規定しているけれども 内容的にまだついていってないとか。前回は問題提起したけれども、こういう結論で流れてしまったとか。そういったものを改めて見直した中でどこかもう少し前へ進めなければならない、条例改正しなくても前へ進めなければいけないものがないか。その場合は他県で取り入れている内容を参考にしながらそれを入れるという話をする。改正する必要があると思われるものがあるならば、それについてやれるところまで議論するということになろうかと思う。出発点はやはり議会基本条例からに是非して頂きたいと思う。

委員:それでは、今、手元に資料を配らせて頂いた。初めて見る方もいると思うのでこれを一度各会派に持ち帰って、何年か前にやられたものなのでしっかり頭に入っていないと言われる議員も多いと思うので、もう一度各会派に持ち帰って検討頂き、次の会議のときに会派の意向というものを聞かせて頂きたいと思うが、それでいいか。

(「はい」の声)

委員:そのようにする。本日の検討は以上である。次回のプロジェクト会議は11月28日の特別委員会が終わった14時頃から開催するということでお願いする。以上である。

(16:05 終了)